

【別紙1 公用】

鶴戸第416号  
令和8年6月17日  
鶴見区長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の機関の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和7年6月17日、18日	自衛隊神奈川地方協力本部	鶴見区全域	陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集案内の送付に利用するため